

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目） a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

- AIを活用したカスタマーサポート/サクセス領域でのオープンイノベーションを推進し、「BLUE AGENT」を通じて中小企業とともに新しい顧客体験の創出に取り組みます
- Slack、メール、Teams等のコミュニケーションチャネルを統合し、問い合わせ対応の効率化を支援することで、取引先企業の業務改革と生産性向上に貢献します

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

- マルチチャネルからの問い合わせを一元管理するシステムの導入支援を行い、中小企業のDX推進をサポートします
- AIを活用したナレッジベース自動構築技術の提供により、蓄積された知見を組織資産として共有・活用できる環境整備を支援します
- カスタマーサポート/サクセス業務におけるAI活用のベストプラクティスを共有し、安全かつ効率的なDX推進をサポートします

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 「BLUE AGENT」導入企業とのフィードバックセッションを定期的を実施し、顧客視点を製品改善に反映する体制を構築します
- ・ カスタマーサポート業務の自動化・効率化による成果（問い合わせ対応時間 25%削減、CS 担当者のコア業務時間 30%増加など）を測定し、導入企業と共有することで、相互の業務改善に活かします
- ・ 中小企業の DX 推進に向けた AI 活用セミナーやナレッジマネジメント勉強会を定期的を開催し、デジタル人材育成を支援します
- ・ 約束手形の利用廃止に向けて、取引においては現金払いや電子記録債権への移行に積極的に取り組みます

令和 7 年 4 月 7 日

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

2025 年 04 月 07 日

株式会社 BLUE DOTS

企 業 名

代表取締役社長 前橋卓弥

役職・氏名（代表権を有する者）